

○郵便入札の手引

1 郵便入札とは

入札書提出期間内に監理課へ書留郵便又は持参により入札書を提出する入札方法をいいます。

2 入札の参加方法について

入札への参加については、以下の手続きにより郵便入札で参加します。

(1) 郵送する場合

ア 郵送の方法

『一般書留』又は『簡易書留』による郵送となります。普通郵便やメール便など、その他の方法による入札は受け付けません。

郵送には二重封筒（内封筒及び外封筒）を使用します。この場合、入札書を封入する内封筒には「入札書」と朱書きのうえ、入札の案件名、日時及び参加者の名称を記名の上、封かん（糊付け、封印）します。

また、内封筒を郵送するための外封筒には「入札書在中」と朱書きのうえ、宛先、差出人を記載します。

入札書の到達期限は、開札日の前日までです。期限まで入札書が到着しない場合は、棄権（不参加扱い）となります。

また、郵便入札に要する費用については、開札の結果にかかわらず、全て入札参加者の負担となります。

イ 郵送の宛先

郵送は次の宛先に、『親展』と記載して送付してください。

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市役所監理課契約検査係担当者 宛

(2) 持参する場合

直接持参する場合は、郵送する場合の外封筒を省略できます。内封筒の記載要領や封かん等の方法は郵送する場合と同じです。

なお、提出期限は、特に指定する場合を除き、開札日の前日までとします。提出期限後は受け付けません。

3 入札書の記載方法

入札書の記載方法については、「■入札にあたっての注意点」を御覧ください。

4 入札書の取扱い

郵送により上天草市に到達（受付）した入札書は、外封筒を開封して内封筒を取り出し、開札まで厳重に保管することとします。郵送又は持参いずれの場合も、受け付けの際には内封筒の記載内容、封かん方法等の確認は行いません。

開札時に内封筒に誤りがあった場合は、入札が無効となる場合があります。

なお、本市に到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできませんので、十分確認のうえ提出してください。

また、入札が延期又は取りやめとなった場合や、入札を辞退した場合を除き、入札書は返却しません。

5 入札の辞退について

入札書を郵送した場合でも、開札の前までの間は、入札を辞退することができます。

入札を辞退する場合は、事前に監理課に電話にて連絡し、入札辞退届を書面で監理課に郵送又は持参にて提出してください。

6 開札の立会い

郵便入札により到達（受付）した入札書等の開札は、当該案件の入札会において、入札参加者立会いのもと行います。郵便入札した方も入札会に参加することはできますが、参加される際は、感染対策の徹底にご協力ください。

ただし、入札参加者の立会いがない場合は、入札事務に関係のない市職員が1人以上立会い、開札を行います。

7 再入札（2回目の入札）及び再々入札（3回目の入札）について

予定価格に達しない等の事由により落札者の決定に至らなかった場合は、再々入札（3回目の入札）まで行いますが、郵便入札した方のうち、開札に立会わなかった方については、再入札（2回目の入札）以降は辞退したものとみなされ、再入札（2回目の入札）以降には参加できません。

ただし、郵便入札による入札者又は委任状を提出したその代理人が入札会に立会っている場合に限り、再入札（2回目の入札）及び再々入札（3回目の入札）に参加することができます。

なお、市が入札通知書等で郵便入札を指定した場合は、入札回数は1回となります。

8 同額入札の場合

開札の結果、落札となる金額の入札が複数ある場合は、くじにより落札者を決定します。郵便入札を行った方のうち、開札に立会わなかった方のくじは、入札事務に関係のない市職員が代わりに引きます。

9 入札結果について

入札終了後できるだけ速やかに、上天草市ホームページにて公表します。

10 異議の申立て

郵便事故等、市の責任ではない理由により入札書が到達期限までに到達しなかったことによる入札の無効や、落札者の決定について、異議を申し立てることはできません。